

# 文部科学省事前分析表

(平成 29 年度実施施策) (案)

抜粋

平成29 年 8 月

文部科学省

# 文部科学省の使命と政策目標

## 文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置付け、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

## 政策目標 1 生涯学習社会の実現

国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。

- 施策目標 1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等
- 施策目標 1-2 生涯を通じた学習機会の拡大
- 施策目標 1-3 地域の教育力の向上
- 施策目標 1-4 家庭の教育力の向上
- 施策目標 1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

## 政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

子供たちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。

- 施策目標 2-1 確かな学力の育成
- 施策目標 2-2 豊かな心の育成
- 施策目標 2-3 青少年の健全育成
- 施策目標 2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進
- 施策目標 2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり
- 施策目標 2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保
- 施策目標 2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進
- 施策目標 2-8 教育機会の確保のための支援づくり
- 施策目標 2-9 幼児教育の振興
- 施策目標 2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

## 政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

全国全ての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る。

- 施策目標 3-1 義務教育に必要な教職員の確保

## 政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興

「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代のけん引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係を構築する。

- 施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- 施策目標 4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

## 政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。

- 施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

## 政策目標 6 私学の振興

私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。

- 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

## 政策目標 7 イノベーション創出に向けたシステム改革

オープンイノベーションを推進する仕組みを強化するとともに、社会との多様なステークホルダーとの共創を通じて、イノベーション創出を促すシステム構築を図る。

- 施策目標 7-1 産学官における人材・知・資金の好循環システムの構築
- 施策目標 7-2 科学技術の国際活動の戦略的推進
- 施策目標 7-3 科学技術イノベーションの創出機能と社会との関係の強化

## 政策目標 8 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

科学技術イノベーションを支える人材の質向上と能力発揮を促すとともに、イノベーションの源である多様で卓越した知を生み出す基盤を強化する。

- 施策目標 8-1 科学技術イノベーションを担う人材力の強化
- 施策目標 8-2 イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進
- 施策目標 8-3 研究開発活動を支える研究基盤の戦略的強化

## 政策目標 9 未来社会に向けた価値創出の取組と経済・社会的課題への対応

「超スマート社会」を世界に先駆けて実現するための取組を強化するとともに、国内外で顕在化している重要政策課題に対応する研究開発や国家戦略上重要な基幹技術開発を重点的に推進する。

- 施策目標 9-1 未来社会を見据えた先端基盤技術の強化
- 施策目標 9-2 環境・エネルギーに関する課題への対応
- 施策目標 9-3 健康・医療・ライフサイエンスに関する課題への対応
- 施策目標 9-4 安全・安心の確保に関する課題への対応
- 施策目標 9-5 国家戦略上重要な基幹技術の推進

## 政策目標 10 原子力事故による被害者の救済

原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に図られるとともに原子力損害賠償補償契約に基づく補償を速やかに実施することにより、被害者への迅速、公平かつ適正な救済を図る。

- 施策目標 10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保
- 施策目標 10-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施

## 政策目標 11 スポーツの振興

世界共通の人類の文化の一つであるスポーツを国民の成熟した文化として一層根付かせ豊かな未来を創るとともに、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力ある社会と、「きずな」の強い世界を創る。

- 施策目標 11-1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
- 施策目標 11-2 スポーツを通じた活力があり「きずな」の強い社会の実現
- 施策目標 11-3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備
- 施策目標 11-4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

## 政策目標 12 文化による心豊かな社会の実現

優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。

- 施策目標 12-1 芸術文化の振興
- 施策目標 12-2 文化財の保存及び活用の充実
- 施策目標 12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進
- 施策目標 12-4 文化芸術振興のための基盤の充実

## 政策目標 13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。

- 施策目標 13-1 国際交流の推進
- 施策目標 13-2 国際協力の推進

## 平成 29 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 29-12-1)

|       |   |
|-------|---|
| 施策名   | 芸術文化の振興   |
| 施策の概要 | 優れた芸術文化への支援、新進芸術家の人材育成、子供の芸術文化体験活動、地域における芸術文化活動の推進等を通じて、我が国の芸術文化活動水準の向上を図るとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を整備する。 |

|                                |  |   |         |       |       |                          |       |
|--------------------------------|--|---|---------|-------|-------|--------------------------|-------|
| 達成目標 1                         | 我が国の芸術家や芸術団体による、優れた芸術文化活動を推進する。  |   |         |       |       |                          |       |
| 達成目標 1 の設定根拠                   | 文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略としての「文化芸術立国」実現に向けて、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。<br>「文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）」<br>五つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～<br>重点戦略 1：文化芸術活動に対する効果的な支援 |   |         |       |       |                          |       |
| 測定指標                           | 基準値  | 実績値   |         |       |       |                          | 目標値   |
|                                | 20 年度  | 24 年度   | 25 年度   | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度                    | 32 年度 |
| ①日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げる国民の割合      | 44.9%  | 50.1%   | 50.5%   | 49.5% | 49.9% | 51.1%                    | 60%   |
|                                | 年度ごとの目標値   | —   | —       | —     | —     | —                        | —     |
|                                | 目標値の設定根拠   | 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、「約 6 割の国民が日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げることを目指す」とされていることから、本目標値を設定した。 |         |       |       |                          |       |
| 測定指標                           | 基準値  | 実績値   |         |       |       |                          | 目標値   |
|                                | 一年度  | 24 年度   | 25 年度   | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度                    | 29 年度 |
| ②我が国の主要芸術団体における自主公演数           | —  | 3,800   | 4,083   | 3,520 | 3,662 | 集計中                      | 3,755 |
|                                | 年度ごとの目標値   | —   | 3,724   | 3,724 | 3,724 | 3,939                    | —     |
|                                | 目標値の設定根拠   | 我が国の芸術文化をけん引する主たる団体の 25 年度～27 年度における公演数の平均値（本事前分析作業前に集計されていた年度の平均値を定数とした。）        |         |       |       |                          |       |
| 施策・指標に関するグラフ・図等                |  |   |         |       |       |                          |       |
| —                              |  |   |         |       |       |                          |       |
| 達成手段<br>(事業)                   |  |   |         |       |       |                          |       |
| 名称<br>(開始年度)                   | 平成 29 年度当初予算額<br>(平成 28 年度予算額)<br>【百万円】  |   | AP との関係 |       |       | 平成 29 年度行政事業<br>レビュー事業番号 |       |
| 文化功労者年金の支給に必要な経費<br>(平成 26 年度) | 882<br>(851)   |   | —       |       |       | 0340                     |       |
| 舞台芸術創造力向上・発信プラン<br>(平成 22 年度)  | 3,988<br>(3,728)   |   | —       |       |       | 0341                     |       |

| 芸術祭・芸術選奨<br>(昭和 21 年度)                            | 318<br>(318)                            | —   | 0342 |
|---|---|---|------|
| 日本映画の創造・交流・発信<br>(平成 15 年度)                       | 789<br>(700)                            | —   | 0345 |
| 若手映画作家等の育成<br>(平成 16 年度)                          | 157<br>(161)                            | —   | 0346 |
| メディア芸術の創造・発信<br>(平成 9 年度)                         | 861<br>(912.6)                          | —   | 0347 |
| メディア芸術の人材育成<br>(平成 22 年度)                         | 232<br>(232)                            | —   | 0348 |
| 日本芸術院会員年金の支給等に<br>必要な経費<br>(昭和 16 年度)             | 344<br>(317.2)                          | —   | 0350 |
| 日本芸術院施設整備に必要な経<br>費<br>(平成 27 年度)                 | 0<br>(94)                               | —   | 0434 |
| 独立行政法人国立美術館運営費<br>交付金に必要な経費<br>(平成 13 年度)         | 7,537<br>(7,501)                        | —   | 0351 |
| 独立行政法人国立美術館施設整<br>備に必要な経費<br>(平成 13 年度)           | 3,431<br>(2,010)                        | —   | 0352 |
| 独立行政法人日本芸術文化振興<br>会運営費交付金に必要な経費<br>(平成 15 年度)     | 10,053<br>(10,000)                      | —   | 0353 |
| 独立行政法人日本芸術文化振興<br>会施設整備に必要な経費<br>(平成 15 年度)       | 1,048<br>(181)                          | —   | 0354 |
| 達成手段<br>(独立行政法人の事業)                               |   |   |      |
| 名 称<br>(開始年度)                                     | 平成 29 年度当初予算額<br>(平成 28 年度予算額)<br>【百万円】 | 事業の概要   |      |
| 独立行政法人国立美術館<br>運営費交付金に必要な経費<br>(平成 13 年度)         | 7,501 の内数<br>(7,471 の内数)                | 国立美術館は、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館を設置し、それぞれの美術館の理念・目的に基づいた調査結果や研究成果を基に、多様な鑑賞機会の提供としての展示事業や教育普及・研究事業、美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料の収集・保管・修理等の事業を有機的・体系的に行う。 |      |
| 独立行政法人国立美術館施設整<br>備に必要な経費<br>(平成 13 年度)           | 3,511 の内数<br>(4,123 の内数)                | 美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の向上に寄与するよう、独立行政法人国立美術館の施設・設備の老朽化への対応、美術館利用者の安全確保及び利便性の向上等のための施設整備を行う。       |      |
| 独立行政法人日本芸術文化振興<br>会<br>運営費交付金に必要な経費<br>(平成 15 年度) | 10,053 の内数<br>(9,781 の内数)               | 国立劇場、国立文楽劇場、国立能楽堂、新国立劇場、国立劇場おきなわを設置し、それぞれの施設の理念・目的に基づき、文化芸術活動に対する援助、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用等の事業を有機 |      |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   |  | 的・体系的に行う。   |
| 独立行政法人日本芸術文化振興会<br>施設整備に必要な経費<br>(平成15年度) | 1,048 の内数<br>(1,666 の内数)   | 我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等事業の充実により、芸術その他の文化の向上に寄与するよう、独立行政法人日本芸術文化振興会の施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上等のための施設整備を行う。 |
| 平成28年度評価からの変更点                            | 測定指標に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に掲げられている成果指標を追加し、達成目標の達成状況を図るための指標となるよう精選した。 |   |
| 行政事業レビューとの連携状況                            | —  |   |

|                                       |  |        |   |
|---------------------------------------|--|--------|---|
| 達成目標2                                 | 我が国の芸術文化の将来を担う、世界に通用する優れた新進芸術家等を輩出する。  |        |   |
| 達成目標2の設定根拠                            | 文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略としての「文化芸術立国」実現に向けて、多様で優れた文化芸術を継承、発展させ、創造していく担い手となる優秀な人材を得ることが不可欠である。<br>「文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成27年5月22日閣議決定）」<br>五つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～<br>重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実 |        |   |
| 測定指標                                  | —  |        |   |
| ① 新進芸術家海外研修制度により研修した者で、国内外で活躍している者の輩出 | 基準   | 一年度    | —   |
|                                       | 進捗状況   | 26年度   | 下野竜也（音楽：指揮、H11年度研修、H25芸術選奨文部科学大臣賞、H26東燃ゼネラル音楽賞・奨励賞）狭間美帆（音楽：ジャズ作曲、H23年度研修、H26出光音楽賞）森新太郎（演劇：演出、H24年度研修、H26芸術選奨新人賞、読売演劇大賞・大賞）園子温（映画：映画監督、H10年度研修、H27トロント国際映画祭・NETPAC賞）田中功起（美術：現代美術、H20年度研修、H25第55回ヴェネツィア・ビエンナーレ国際美術展・特別表彰） |
|                                       |  | 27年度   |   |
|                                       |  | 28年度   |   |
|                                       | 目標   | 毎年度    | 新進芸術家海外研修制度の研修終了者の中から、国内外の著名なコンクールや賞の受賞者を輩出する。  |
| 目標の設定根拠                               | 達成目標の達成のためには、新進芸術家等が国内外のコンクール等で受賞し、その評価を高めることが重要であるため。   |        |   |
| 施策・指標に関するグラフ・図等                       |  |        |   |
| —                                     |  |        |   |
| 達成手段<br>(事業)                          |  |        |   |
| 名称<br>(開始年度)                          | 平成29年度当初予算額<br>(平成28年度予算額)<br>【百万円】  | APとの関係 | 平成29年度行政事業レビュー事業番号  |
| 芸術祭・芸術選奨<br>(昭和21年度)                  | 318<br>(318)   | —      | 0342  |
| 若手映画作家等の育成<br>(平成16年度)                | 157<br>(161)   | —      | 0346  |
| メディア芸術の人材育成<br>(平成22年度)               | 232<br>(232)   | —      | 0348  |
| 新進芸術家等の人材育成<br>(平成14年度)               | 7,008<br>(6,882)   | —      | 0349  |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 平成 28 年度評価<br>からの変更点 | — |
| 行政事業レビューとの<br>連携状況   | — |

|  |   |   |                          |                          |                          |       |       |
|--|---|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------|-------|
| 達成目標 3   | 子供たちが優れた芸術文化に触れることにより、豊かな感性や創造性を育む。   |   |                          |                          |                          |       |       |
| 達成目標 3 の<br>設定根拠   | 文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略としての「文化芸術立国」実現に向けて、全ての子どもが、学校等において本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに、心豊かな子供の育成を図る。<br>「文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）」<br>五つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～<br>重点戦略 2：文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実 |   |                          |                          |                          |       |       |
| 測定指標   | 基準値   | 実績値   |                          |                          |                          |       | 目標値   |
|  | 20 年度   | 24 年度   | 25 年度                    | 26 年度                    | 27 年度                    | 28 年度 | 32 年度 |
| ①日本の誇りとして<br>「文化・芸術」を挙げる<br>国民の割合  | 44.9%   | 50.1%   | 50.5%                    | 49.5%                    | 49.9%                    | 51.1% | 60%   |
|  | 年度ごとの<br>目標値  | —   | —                        | —                        | —                        | —     |       |
|  | 目標値の<br>設定根拠  | 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、「約 6 割の国民が日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げることを目指す」とされていることから、本目標値を設定した。                         |                          |                          |                          |       |       |
| 測定指標   | 基準値   | 実績値   |                          |                          |                          |       | 目標値   |
|  | 21 年度   | 24 年度   | 25 年度                    | 26 年度                    | 27 年度                    | 28 年度 | 32 年度 |
| ②文化芸術の鑑賞活動<br>や創作活動等を行う国<br>民の割合   | 【鑑賞活動<br>をする者の<br>割合】<br>62.8%  | —   | —                        | —                        | —                        | 59.2% | 80%   |
|  | 【鑑賞以外<br>の文化芸術<br>活動をする<br>者の割合】<br>23.7%   | —   | —                        | —                        | —                        | 28.1% | 40%   |
|  | 年度ごとの<br>目標値  | —   | —                        | —                        | —                        | —     |       |
|  | 目標値の<br>設定根拠  | 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、「鑑賞活動をする者の割合が約 80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約 40%まで増加することを目指す」とされていることから、本目標値を設定した。 |                          |                          |                          |       |       |
| 測定指標   | 基準値   | 実績値   |                          |                          |                          |       | 目標値   |
|  | 24 年度   | 24 年度   | 25 年度                    | 26 年度                    | 27 年度                    | 28 年度 | 29 年度 |
| ③子供たちが優れた舞<br>台芸術を鑑賞・体験す<br>ることにより「舞台芸<br>術への関心を高めるこ<br>とができた」と回答し<br>た学校の割合 | 92.0%   | 92.0%<br>(1,410 / 1,533)  | 89.8%<br>(1,425 / 1,587) | 89.3%<br>(1,605 / 1,797) | 89.4%<br>(1,626 / 1,819) | 集計中   | 90%   |
|  | 年度ごとの<br>目標値  | —   | —                        | —                        | —                        | 90%   |       |
|  | 目標値の<br>設定根拠  | 基準値の近似値である 90%に設定し、豊かな心や感性、創造性を育む効果を高い水準に維持する。  |                          |                          |                          |       |       |
| 施策・指標に関するグラフ・図等  |   |   |                          |                          |                          |       |       |
| —  |   |   |                          |                          |                          |       |       |

| 達成手段<br>(事業)                                     |  |         |                          |
|--|--|---------|--------------------------|
| 名称<br>(開始年度)                                     | 平成 29 年度当初予算額<br>(平成 28 年度予算額)<br>【百万円】                              | AP との関係 | 平成 29 年度行政事業<br>レビュー事業番号 |
| 文化芸術による子供の育成事業<br>(新進芸術家等の人材育成の一部)<br>(平成 26 年度) | 7,008 の内数<br>(6,882 の内数)   | —       | 0349                     |
| 全国高等学校総合文化祭<br>(昭和 52 年度)                        | 96<br>(83)   | —       | 0344                     |
| 新進芸術家等の人材育成<br>(平成 14 年度)                        | 7,008<br>(6,882)   | —       | 0349                     |
| 平成 28 年度評価<br>からの変更点                             | 測定指標に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に掲げられている成果指標を追加し、達成目標の達成状況を図るための指標となるよう精選した。 |         |                          |
| 行政事業レビューとの<br>連携状況                               | —  |         |                          |

|                                   |   |   |       |       |       |       |       |
|-----------------------------------|---|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 達成目標 4                            | 地域の住民が質の高い芸術文化活動に触れられる環境を形成する。  |   |       |       |       |       |       |
| 達成目標 4 の<br>設定根拠                  | <p>文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略としての「文化芸術立国」実現に向けて、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備するとともに、文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用を図る。</p> <p>○文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）<br/>五つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～<br/>重点戦略 1：文化芸術活動に対する効果的な支援</p> <p>○文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）<br/>五つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～<br/>重点戦略 3：文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用</p> |   |       |       |       |       |       |
| 測定指標                              | 基準値   | 実績値   |       |       |       |       | 目標値   |
|                                   | 20 年度   | 24 年度   | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 32 年度 |
| ①日本の誇りとして<br>「文化・芸術」を挙げる<br>国民の割合 | 44.9%   | 50.1%   | 50.5% | 49.5% | 49.9% | 51.1% | 60%   |
|                                   | 年度ごとの<br>目標値  | —   | —     | —     | —     | —     |       |
|                                   | 目標値の<br>設定根拠  | 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、「約 6 割の国民が日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げることを目指す」とされていることから、本目標値を設定した。   |       |       |       |       |       |
| 測定指標                              | 基準値   | 実績値   |       |       |       |       | 目標値   |
|                                   | 21 年度   | 24 年度   | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 32 年度 |
| ②地域の文化的環境<br>に対して満足してい<br>る国民の割合  | 52.1%   | —   | —     | —     | —     | 53.6% | 60%   |
|                                   | 年度ごとの<br>目標値  | —   | —     | —     | —     | —     |       |
|                                   | 目標値の<br>設定根拠  | 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、「約 6 割の国民が地域の文化的環境に対して満足すると回答することを目指す」とされていることから、本目標値を設定した。 |       |       |       |       |       |
| 測定指標                              | 基準値   | 実績値   |       |       |       |       | 目標値   |
|                                   | 21 年度   | 24 年度   | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 32 年度 |
| ③文化芸術の鑑賞活動<br>や創作活動等を行う国          | 【鑑賞活動<br>をする者の  | —   | —     | —     | —     | 59.2% | 80%   |

|   |  |  |   |   |   |                    |     |
|---|--|--|---|---|---|--------------------|-----|
| 民の割合  | 割合】<br>62.8%   |  |   |   |   |                    |     |
|   | 【鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合】<br>23.7%  | —  | — | — | — | 28.1%              | 40% |
|   | 年度ごとの目標値   | —  | — | — | — | —                  |     |
|   | 目標値の設定根拠   | 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、「鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す」とされていることから、本目標値を設定した。  |   |   |   |                    |     |
| 施策・指標に関するグラフ・図等                                 |  |  |   |   |   |                    |     |
| —   |  |  |   |   |   |                    |     |
| 達成手段<br>(事業)                                    |  |  |   |   |   |                    |     |
| 名称<br>(開始年度)                                    | 平成29年度当初予算額<br>(平成28年度予算額)<br>【百万円】                                  | APとの関係   |   |   |   | 平成29年度行政事業レビュー事業番号 |     |
| 国民文化祭<br>(昭和61年度)                               | 243<br>(243)   | —  |   |   |   | 0343               |     |
| 文化芸術による地域活性化・<br>国際発信推進事業<br>(平成27年度)           |  | —  |   |   |   |                    |     |
| 劇場・音楽堂等活性化事業<br>(平成25年度)                        | 2,931<br>(3,027)   | —  |   |   |   | 0355               |     |
| 独立行政法人国立美術館<br>運営費交付金に必要な経費<br>(平成13年度)         | 7,537<br>(7,501)   | —  |   |   |   | 0351               |     |
| 独立行政法人日本芸術文化振興<br>会施設整備に必要な経費<br>(平成15年度)       | 1,048<br>(181)   | —  |   |   |   | 0354               |     |
| 達成手段<br>(独立行政法人の事業)                             |  |  |   |   |   |                    |     |
| 名称<br>(開始年度)                                    | 平成29年度当初予算額<br>(平成28年度予算額)<br>【百万円】                                  | 事業の概要  |   |   |   |                    |     |
| 独立行政法人国立美術館<br>運営費交付金に必要な経費<br>(平成13年度)         | 7,501の内数<br>(7,471の内数)   | 国立美術館は、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館を設置し、それぞれの美術館の理念・目的に基づいた調査結果や研究成果を基に、多様な鑑賞機会の提供としての展示事業や教育普及・研究事業、美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料の収集・保管・修理等の事業を有機的・体系的に行う。          |   |   |   |                    |     |
| 独立行政法人日本芸術文化振興<br>会<br>運営費交付金に必要な経費<br>(平成15年度) | 10,053の内数<br>(9,781の内数)  | 国立劇場、国立文楽劇場、国立能楽堂、新国立劇場、国立劇場おきなわを設置し、それぞれの施設の理念・目的に基づき、文化芸術活動に対する援助、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用等の事業を有機的・体系的に行う。 |   |   |   |                    |     |
| 平成28年度評価<br>からの変更点                              | 測定指標に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に掲げられている成果指標を追加し、達成目標の達成状況を図るための指標となるよう精選した。 |  |   |   |   |                    |     |



|                |   |
|----------------|---|
| 行政事業レビューとの連携状況 | — |
|----------------|---|

| 施策の予算額・執行額<br>(※政策評価調査に記載する予算額)               |      |      |      |      |         |
|---|------|------|------|------|---------|
|   |      | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度要求額 |
| 予算の状況<br>【千円】<br>上段：単独施策に係る予算<br>下段：複数施策に係る予算 | 当初予算 |      |      |      |         |
|   | 補正予算 |      |      |      |         |
|   | 繰越し等 |      |      |      |         |
|   | 合計   |      |      |      |         |
| 執行額<br>【千円】                                   |      |      |      |      |         |

| 施策に関する内閣の重要政策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) |                    |  |
|-----------------------------------|--------------------|--|
| 名称                                | 年月日                | 関係部分   |
| 教育振興基本計画                          | 平成25年6月14日<br>閣議決定 | I 四つの基本的方向性に基づく方策<br><br>1. 社会を生き抜く力の養成<br>基本施策2 豊かな心の育成<br>2-6 伝統・文化等に関する教育の推進<br>・(略) また、小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体との連携・協力を図りつつ子供たちが一流の文化芸術に触れる機会の提供を推進するとともに、子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。(略)<br><br>2. 未来への飛躍を実現する人材の養成<br>基本施策14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供<br>14-3 スポーツ、文化芸術に秀でた人材の養成<br>・新進芸術家に対する国内外での研修機会や成果を還元する機会の提供を充実するとともに、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材の養成に対し支援する。また、子供たちに一流の文化芸術に触れる機会を提供し、将来の芸術家や観客層の育成を図る。<br><br>4. 絆(きずな)づくりと活力あるコミュニティの形成<br>基本施策20 絆(きずな)づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進<br>20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進<br>・(略) さらに、地域コミュニティ形成の核となる、劇場、音楽堂等が行う活動への支援や、スポーツ基本計画に基づく地域のスポーツクラブの育成に取り組む。 |
| 日本再興戦略2016                        | 平成28年6月2日閣議決定      | ○文化芸術産業及び経済波及効果の拡大<br>文化財や伝統芸能、芸術文化のみならず、食、教育、文書・音声・映像・ゲームソフトなどのコンテンツ、デザインなども含めて幅広く文化として捉え、その経済波及効果の拡大を図る。このため、文化庁を中心に、国内外の成功事例の分析等を進め、本年度中に政策ロードマップを策定し、施策の具体化を図る。<br><br>○地域活性化やブランド力向上に資する芸術文化の魅力創造と発信<br>・産学官(館)連携により、持続的な地域経済の発展が可能となる拠点形成や、活動を支えるプロデューサー人材等の創出・育成に取り組み、文化資源を活用し、利益を創出する新たな社会モデルの形成を推進する。   |

|                     |                     |   |
|---------------------|---------------------|---|
|                     |                     | <p>○文化に密接に関連する分野への投資による波及効果の発現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界に誇るマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術分野における実践的活動（OJT）を通じたクリエイターやプロデューサー等の人材育成、メディア芸術分野のアーカイブ化、海外発信を推進する。</li> </ul>   |
| 経済財政運営と改革の基本方針 2016 | 平成 28 年 6 月 2 日閣議決定 | <p>○文化芸術立国・スポーツ立国</p> <p>文化芸術の新たな政策ニーズへの対応に必要な機能強化等を通じ、コンテンツやデザイン等を含めた芸術文化資源を一層活用して地域や経済の活性化を図るため、文化芸術活動に対する効果的な支援、子供の体験機会の確保、担い手の育成、国立文化施設の機能強化、文化プログラムやジャポニスム 2018 等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信、文化財の保存・活用・継承、メディア芸術等の振興を進める。</p> |

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 主管課（課長名） | 文化庁文化部 芸術文化課（江崎 典宏）                   |
| 関係課（課長名） | 大臣官房 人事課（千原 由幸）<br>文化庁長官官房 政策課（杉浦 久弘） |

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 評価実施予定時期 | 平成 29 年度、平成 31 年度 |
|----------|-------------------|

## 平成 29 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 29-12-2)

|       |  |
|-------|--|
| 施策名   | 文化財の保存及び活用の充実  |
| 施策の概要 | 貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。 |

|                             |   |   |         |          |          |                   |          |
|-----------------------------|---|---|---------|----------|----------|-------------------|----------|
| 達成目標 1                      | 価値が十分認識されないまま失われつつある近代の文化財など、保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づき重要な文化財について積極的に指定等を行う。  |   |         |          |          |                   |          |
| 達成目標 1 の<br>設定根拠            | 文化財の中では比較的新しい近代の文化財については、その価値が十分に認識されないまま失われつつある場合もあり、保護を図る必要がある。<br>とりわけ、建造物の分野については、平成 8 年に他の文化財類型に先立ち文化財登録制度が導入されるなど、近代の文化財について先行的に保護施策を進めている。 |   |         |          |          |                   |          |
| 測定指標                        | 基準値   | 実績値   |         |          |          |                   | 目標値      |
|                             | 19 年度   | 24 年度   | 25 年度   | 26 年度    | 27 年度    | 28 年度             | 29 年度    |
| ①近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）の件数   | 247 件   | 295 件   | 300 件   | 312 件    | 323 件    | 337 件             | 345 件    |
|                             | 年度ごとの<br>目標値  | 295 件   | 305 件   | 315 件    | 325 件    | 335 件             | /        |
|                             | 目標値の<br>設定根拠  | 平成 19 年度～23 年度の年平均増加数（5 未満は四捨五入、年 10 件）を前年度の件数に毎年足す。  |         |          |          |                   |          |
| ②近代（明治元年以降）の登録有形文化財（建造物）の件数 | 5,739 件   | 7,570 件   | 7,810 件 | 8,342 件  | 8,686 件  | 8,982 件           | 9,640 件  |
|                             | 年度ごとの<br>目標値  | 7,570 件   | 7,915 件 | 8,260 件  | 8,950 件  | 9,295 件           | /        |
|                             | 目標値の<br>設定根拠  | 平成 19 年度～23 年度の年平均増加数（5 未満は四捨五入、年 345 件）を前年度の件数に毎年足す。 |         |          |          |                   |          |
| 参考指標                        | 基準値   | 実績値   |         |          |          |                   | 目標値      |
|                             | 19 年度   | 24 年度   | 25 年度   | 26 年度    | 27 年度    | 28 年度             | 29 年度    |
| ①重要文化財（建造物）の件数              | 2,328 件   | 2,386 件   | 2,397 件 | 2,428 件  | 2,445 件  | 2,465 件           | 2,472 件  |
| ②登録有形文化財（建造物）の件数            | 6,824 件   | 9,124 件   | 9,423 件 | 10,084 件 | 10,516 件 | 10,860 件          | 11,624 件 |
| 施策・指標に関するグラフ・図等             |   |   |         |          |          |                   |          |
| —                           |   |   |         |          |          |                   |          |
| 達成手段<br>(事業)                |   |   |         |          |          |                   |          |
| 名称<br>(開始年度)                | 平成 29 年度当初予算額<br>(平成 28 年度予算額)<br>【百万円】   |   |         | AP との関係  |          | 行政事業レビューシート<br>番号 |          |
| 文化財保護共通費<br>(昭和 25 年度)      | 51<br>(55)  |   |         | —        |          | 0357              |          |

|   |                    |   |            |
|---|--------------------|---|------------|
| 有形文化財<br>(昭和 54 年度)                       | 73<br>(89)         | — | 0358       |
| 文化財保護対策の検討等<br>(昭和 46 年度)                 | 105<br>(113)       | — | 0360       |
| 国宝・重要文化財等の保存整備等<br>(一般会計)<br>(昭和 25 年度)   | 19,381<br>(18,354) | — | 0367       |
| 国宝・重要文化財等の保存整備等<br>(復興特別会計)<br>(平成 25 年度) | 700<br>(901)       | — | 0057 (復興庁) |
| ナイトミュージアムプロジェクト<br>の推進 (平成 29 年度)         | 20                 | — | 新 29-0037  |

達成手段  
(法令改正・税制措置)

| 名称<br>(開始年度)       | 概要  | 担当課<br>(関係課) |
|--------------------|---|--------------|
| 地方税法<br>(昭和 25 年度) | 国宝・重要文化財である家屋又はその敷地については、固定資産税及び都市計画税は課税されない。 | 参事官 (建造物担当)  |
| 地方税法<br>(平成 8 年度)  | 登録有形文化財の家屋に係る固定資産税及び都市計画税は、2 分の 1 に軽減措置される。   | 参事官 (建造物担当)  |

達成手段  
(諸会議・研修・ガイドライン等)

| 名称<br>(開始年度)                            | 概要  | 担当課<br>(関係課) |
|---|---|--------------|
| 登録有形文化財 (建造物)<br>事務担当者連絡会<br>(平成 20 年度) | 地方公共団体において登録有形文化財建造物の保護行政に携わる者を対象として、登録制度の理解促進及び担当者間の情報共有を図る。   | 参事官 (建造物担当)  |
| 登録有形文化財建造物修理<br>関係者等講習会<br>(平成 22 年度)   | 登録有形文化財建造物の調査や修理に関わる専門家、技術者及びその指導に当たる地方公共団体の登録有形文化財建造物担当者等に対して、必要な専門的事項について講習を行い、登録有形文化財建造物に係る諸問題に的確に対応できるように担当者等の資質の向上を期し、もって登録制度の普及と円滑な運営を図る。 | 参事官 (建造物担当)  |

|                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 平成 28 年度評価書<br>からの変更点 | 目標根拠の簡潔化、年度ごとの目標値を記載。 |
| 行政事業レビューと<br>の連携状況    | —                     |

|                                |  |  |           |           |           |           |           |
|--------------------------------|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 達成目標 2                         | 文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図る。   |  |           |           |           |           |           |
| 達成目標 2 の<br>設定根拠               | 文化財保護法の目的である「国民の文化的向上」及び「世界文化の進歩」(同法第 1 項)を実現するためには、文化財の保存に加え、その価値の維持に配慮しつつ、文化財の公開や情報発信の強化、地方公共団体による文化財の総合的活用の推進等により、国民が文化財に親しむ機会を提供する必要がある。 |  |           |           |           |           |           |
| 測定指標                           | 基準値  | 実績値  |           |           |           |           | 目標値       |
|                                | 19 年度  | 24 年度  | 25 年度     | 26 年度     | 27 年度     | 28 年度     | 29 年度     |
| ①文化庁が主催する<br>文化財関連展覧会<br>の来場者数 | —  | 101,142 人  | 142,430 人 | 243,682 人 | 148,784 人 | 118,145 人 | 162,500 人 |
|                                | 年度ごとの<br>目標値   | —  | 112,500 人 | 125,000 人 | 137,500 人 | 150,000 人 |           |
|                                | 目標値の<br>設定根拠   | 東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、平成 24 年度の鑑賞機会の 2 倍とすることを目指し、毎年 12,500 人増と設定した。 |           |           |           |           |           |

|                               |   |  |             |             |             |                   |             |
|-------------------------------|---|--|-------------|-------------|-------------|-------------------|-------------|
|                               | 指標の根拠                                   | 文化庁が主催する文化財関連展覧会で毎年度開催されているもの（「日本のわざと美」展、「新たな国民のたから」展、「発掘された日本列島」展）について、その来場者数の合計  |             |             |             |                   |             |
| ②文化遺産オンラインへの訪問回数              | 755,329 回                               | 1,133,002 回  | 1,323,566 回 | 1,455,890 回 | 1,604,616 回 | 1,715,976 回       | 1,666,666 回 |
|                               | 年度ごとの目標値                                | 1,111,111 回  | 1,222,222 回 | 1,333,333 回 | 1,444,444 回 | 1,555,555 回       |             |
|                               | 目標値の設定根拠                                | 東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、平成 23 年度の訪問回数の 2 倍とすることを目指し、毎年 111,111 回増と設定した（文化芸術立国中期プラン（平成 26 年 3 月）において数値目標として明記。）。  |             |             |             |                   |             |
| 参考指標                          | 基準値                                     | 実績値  |             |             |             |                   | 目標値         |
|                               | 19 年度                                   | 24 年度  | 25 年度       | 26 年度       | 27 年度       | 28 年度             | 29 年度       |
| ①「歴史文化基本構想」の策定地域数             | —                                       | 30 地域  | 35 地域       | 39 地域       | 43 地域       | 57 地域             | 74 地域       |
|                               | 年度ごとの目標値                                | 29 地区  | 38 地区       | 47 地区       | 56 地区       | 65 地区             |             |
|                               | 目標値の設定根拠                                | 地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想である「歴史文化基本構想」について、その策定地域数<br>東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、各都道府県に 2 地域程度（計 100 地域）の策定を目指し、毎年 9 地域増と設定した。 |             |             |             |                   |             |
| 参考指標                          | 基準値                                     | 実績値  |             |             |             |                   | 目標値         |
|                               | 19 年度                                   | 24 年度  | 25 年度       | 26 年度       | 27 年度       | 28 年度             | 29 年度       |
| ②文化遺産オンラインでの情報掲載件数            | 61,684 件                                | 107,020 件  | 113,585 件   | 114,907 件   | 119,892 件   | 123,409 件         | 150,000 件   |
|                               | 年度ごとの目標値                                | 100,000 件  | 110,000 件   | 120,000 件   | 130,000 件   | 140,000 件         |             |
|                               | 目標値の設定根拠                                | 文化財に関する情報を、インターネット上で公開するポータルサイト「文化遺産オンライン」について、その訪問回数及び情報掲載件数。<br>東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、平成 23 年度の情報掲載件数の 2 倍とすることを目指し、毎年 10,000 件増と設定した。                             |             |             |             |                   |             |
| 施策・指標に関するグラフ・図等               |   |  |             |             |             |                   |             |
| —                             |   |  |             |             |             |                   |             |
| 達成手段<br>(事業)                  |   |  |             |             |             |                   |             |
| 名称<br>(開始年度)                  | 平成 29 年度当初予算額<br>(平成 28 年度予算額)<br>【百万円】 |  |             | AP との関係     |             | 行政事業レビューシート<br>番号 |             |
| 無形文化財<br>(平成 17 年度)           | 30<br>(30)                              |  |             | —           |             | 0359              |             |
| 美術館・博物館活動の充実<br>(平成 9 年度)     | 14<br>(19)                              |  |             | —           |             | 0361              |             |
| 鑑賞・体験機会等充実のための事業推進 (昭和 47 年度) | 214<br>(225)                            |  |             | —           |             | 0362              |             |
| アイヌ関連施策の推進<br>(平成 9 年度)       | 446<br>(299)                            |  |             | —           |             | 0363              |             |
| 国宝・重要文化財等の買上げ<br>(昭和 25 年度)   | 930<br>(1,327)                          |  |             | —           |             | 0364              |             |
| 模写模造<br>(昭和 28 年度)            | 28<br>(35)                              |  |             | —           |             | 0365              |             |
| 文化財管理及び保存活用等<br>(昭和 25 年度)    | 738<br>(707)                            |  |             | —           |             | 0366              |             |

|   |  |   |              |
|---|--|---|--------------|
| 史跡等の買上げ<br>(昭和 32 年度)                       | 10,623<br>(10,663)   | —   | 0368         |
| 平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上<br>(昭和 38 年度)               | 483<br>(483)   | —   | 0369         |
| 平城宮跡地整備費<br>(昭和 40 年度)                      | 213<br>(236)   | —   | 0370         |
| 文化財建造物等を活用した地域活<br>性化事業<br>(平成 25 年度)       | 444<br>(744)   | —   | 0373         |
| 文化遺産総合活用推進事業<br>(平成 25 年度)                  | 1,909<br>(2,160)   | —   | 0374         |
| 世界遺産普及活用・推薦のための<br>事業推進 (平成 26 年度)          | 79<br>(81)   | —   | 0375         |
| 伝統文化親子教室事業<br>(平成 26 年度)                    | 1,238<br>(1,202)   | —   | 0376         |
| 日本遺産魅力発信推進事業<br>(平成 27 年度)                  | 1,350<br>(1,275)   | —   | 0377         |
| 地域の核となる美術館・歴史博物<br>館<br>支援事業<br>(平成 27 年度)  | 1,124.2<br>(1,318)   | —   | 0378         |
| 歴史活き活き！史跡等総合活用整<br>備事業<br>(平成 27 年度)        | 6,522<br>(6,509)   | —   | 0379         |
| 地域の特色ある埋蔵文化財活用事<br>業<br>(平成 27 年度)          | 565<br>(525)   | —   | 0380         |
| 国産良質材使用推進・供給地活性<br>化事業 (平成 27 年度)           | 10<br>(10)   | —   | 0381         |
| 国立アイヌ民族博物館の施設整備<br>(平成 27 年度)               | 1,031<br>(199)   | —   | 0433         |
| 被災ミュージアム再興事業<br>(平成 24 年度)                  | 204<br>(233)   | —   | (復興庁) 0058   |
| 独立行政法人国立文化財機構運営<br>費交付金に必要な経費<br>(平成 13 年度) | 8,325<br>(8,388)   | —   | 0371         |
| 独立行政法人国立文化財機構施設<br>整備に必要な経費<br>(平成 13 年度)   | 1,780<br>(1,334)   | —   | 0372         |
| 達成手段<br>(独立行政法人の事業)                         |  |   |              |
| 名 称<br>(開始年度)                               | 平成 28 年度当初予算額<br>(平成 27 年度予算額)<br>【百万円】  | 事業の概要   |              |
| 独立行政法人国立文化財機構<br>展覧事業<br>(平成 13 年度)         | 8,388 の内数<br>(8,441 の内数)   | 文化財機構が所管する 4 つの博物館が開催する展覧<br>会によって、広く国民が貴重な国民的財産である文<br>化財に親しむ機会を提供している。  |              |
| 独立行政法人国立文化財機構<br>調査研究事業<br>(平成 13 年度)       | 8,388 の内数<br>(8,441 の内数)   | 文化財の調査・研究成果の国民への公開や地公体へ<br>の研修・助言を行うとともに文化財とその活用に関<br>する国際交流・協力を積極的に推進する。 |              |
| 達成手段<br>(法令改正・税制措置)                         |  |   |              |
| 名 称<br>(開始年度)                               | 概 要  |   | 担当課<br>(関係課) |
| 地方税法<br>(平成 20 年度)                          | 公益社団・財団法人が保有する重要無形文化財の公演の用に供する施設(土<br>地・家屋)に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税については、平<br>成 28 年度まで 2 分の 1 に軽減される。 |   | 伝統文化課        |

|                                     |   |                                      |
|-------------------------------------|---|--------------------------------------|
| 租税特別措置法<br>(昭和 45 年度)               | 国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館・国立科学博物館、地方独立行政法人（博物館相当施設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置・管理を主たる目的とするもの）に対して重要文化財（土地を除く）を譲渡した場合の譲渡所得について、所得税が課されない。  | 美術学芸課、<br>参事官（建造物担当）                 |
| 租税特別措置法<br>(昭和 47 年度)               | 平成 28 年 12 月 31 日までに、国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館・国立科学博物館、地方独立行政法人（博物館相当施設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置・管理を主たる目的とするもの）に対して重要有形民俗文化財（土地を除く）を譲渡した場合の譲渡所得について、その 2 分の 1 に相当する金額が控除される。     | 伝統文化課                                |
| 租税特別措置法<br>(昭和 47 年度)               | 史跡、名勝、天然記念物及び重要文化財として指定された土地を国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館、地方独立行政法人（博物館相当施設として指定された博物館又は植物園の設置・管理を主たる目的とするもの）に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を譲渡した場合の譲渡所得については、原則として、2,000 万円まで特別控除又は損金算入される。 | 記念物課、参事官（建造物担当）                      |
| 達成手段<br>(諸会議・研修等)                   |   |                                      |
| 名称<br>(開始年度)                        | 概要  | 担当課<br>(関係課)                         |
| 文化財行政講座<br>(昭和 54 年度)               | 都道府県・市町村などにおいて文化財行政に携わる、原則として経験年数 3 年未満の者を対象に、職務の遂行に必要な基礎的な知識と実務上の課題について研修を行い、文化財の保存・活用の一層の推進を図る。   | 伝統文化課<br>(美術学芸課、記念物課、参事官<br>(建造物担当)) |
| 国宝・重要文化財（美術工芸品）防災・防犯対策研修会（平成 24 年度） | 文化財を適切に保存し継承するため、盗難事件等の事例報告や効果的な防災・防犯対策、国庫補助事業の説明などを内容とした研修。  | 美術学芸課                                |
| 公開承認施設会議（平成 9 年度）                   | 公開承認施設に対して博物館施設を取り巻く最新の情報提供等を行う会議。  | 美術学芸課                                |
| 平成 28 年度評価書からの変更点                   | 年度ごとの目標値を設定した。  |                                      |
| 行政事業レビューとの連携状況                      | —   |                                      |

| 施策の予算額・執行額                                    |      |                                |                                |                          |                          |
|---|------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| (※政策評価調書に記載する予算額)                             |      |                                |                                |                          |                          |
|   |      | 27 年度                          | 28 年度                          | 29 年度                    | 30 年度要求額                 |
| 予算の状況<br>【千円】<br>上段：単独施策に係る予算<br>下段：複数施策に係る予算 | 当初予算 | 57,142,723<br>ほか復興庁一括計<br>上分 0 | 56,104,739<br>ほか復興庁一括計<br>上分 0 | ほか復興庁一括計<br>上分 0         | ほか復興庁一括計<br>上分 0         |
|   |      | <0><br>ほか復興庁一括計<br>上分<0>       | <0><br>ほか復興庁一括計<br>上分<0>       | <0><br>ほか復興庁一括計<br>上分<0> | <0><br>ほか復興庁一括計<br>上分<0> |
|   | 補正予算 | 489,756<br>ほか復興庁一括計<br>上分 0    | 7,904,055<br>ほか復興庁一括計<br>上分 0  | ほか復興庁一括計<br>上分 0         |                          |
|   |      | <0><br>ほか復興庁一括計<br>上分<0>       | <0><br>ほか復興庁一括計<br>上分<0>       | <0><br>ほか復興庁一括計<br>上分<0> |                          |
|   | 繰越し等 | 250,965<br>ほか復興庁一括計<br>上分 0    | ほか復興庁一括計<br>上分 0               |                          |                          |
|   |      | <0><br>ほか復興庁一括計<br>上分<0>       | <0><br>ほか復興庁一括計<br>上分<0>       |                          |                          |

|                               |                      |  |                         |  |  |
|-------------------------------|----------------------|--|-------------------------|--|--|
|                               | 合計                   | 57,883,444<br>ほか復興庁一括計<br>上分 0<br><0>  | ほか復興庁一括計<br>上分 0<br><0> |  |  |
|                               |                      | ほか復興庁一括計<br>上分<0>  | ほか復興庁一括計<br>上分<0>       |  |  |
| 執行額<br>【千円】                   |                      | 56,894,489<br>ほか復興庁一括計<br>上分 0<br><0>  | ほか復興庁一括計<br>上分 0<br><0> |  |  |
|                               |                      | ほか復興庁一括計<br>上分<0>  | ほか復興庁一括計<br>上分<0>       |  |  |
| 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） |                      |  |                         |  |  |
| 名称                            | 年月日                  | 関係部分抜粋   |                         |  |  |
| 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）    | 平成 23 年 5 月 22 日閣議決定 | 第2 文化芸術振興に関する重点施策<br>1. 五つの重点戦略<br>重点戦略3：文化芸術の次世代への確実な継承，地域振興等への活用   |                         |  |  |
| 「日本再興戦略」改訂 2015               | 平成 27 年 6 月 30 日     | 第二 3つのアクションプラン<br>二. 戦略市場創造プラン<br>テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現<br>テーマ4-② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会<br>(3) 新たに講ずべき具体的施策<br>⑤外国人ビジネス客等の積極的な取り組み，質の高い観光交流<br>・我が国の歴史・文化を体現する文化財の価値・魅力を外国人旅行者に対して十分に伝えるため、ICTの活用を含め、英語での分かり易い解説表示の在り方・ポイント等を検討するとともに、文化財の英語での情報発信に対する支援を行う。<br>・美術館・博物館の作品、各地域の文化財、自然・文化遺産、さらには多彩な美しさを持つ日本各地の空撮による風景などを、高解像度画像でデジタルアーカイブ化し、臨場感をもってインターネット上で発信する取組を促進することにより、国内外の旅行者の地域への誘客を図る。<br>・本年度から、「世界文化遺産活性化事業」により多言語によるガイドツアーや文化財保存修理の見学会、保存修理作業の模擬体験プログラム等の企画・情報発信等の取組を支援し、世界文化遺産が所在する地域の活性化、誘客を図る。<br>・地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統をストーリーとして現す「日本遺産 (Japan Heritage)」の認定を、2020年までに100件程度行う（本年度は18件を認定）。さらに、ストーリーを語る上で不可欠な、魅力ある有形・無形の文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する。 |                         |  |  |
| 経済財政運営と改革の基本方針 2015           | 平成 27 年 6 月 30 日     | 第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題<br>1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革<br>(2) 海外の成長市場との連携強化<br>文化の創造・発信等クールジャパン戦略…を図る。<br>2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮<br>(1) 文化芸術活動の振興などその社会参加の支援等に取り組む。<br>(3) 教育再生と文化芸術・スポーツの振興<br>(文化芸術・スポーツの振興)<br>文化芸術立国を目指し、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を踏まえ、文化芸術活動に対する効果的な支援、「日本遺産」など魅力ある日本文化の発信…文化財の保存・活用・継承等に取り組む。<br>3. まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化<br>2020年（平成32年）までに国立のアイヌ文化博物館（仮称）を開設するなど「民族共生の象徴となる空間」の整備を進める。  |                         |  |  |



|                 |                                |  |
|-----------------|--------------------------------|--|
| 東日本大震災からの復興基本方針 | 平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定 | <p>5 復興施策</p> <p>(1) 災害に強い地域づくり</p> <p>②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員</p> <p>(iv) 速やかな復興を支えるため、埋蔵文化財の迅速な調査が可能となるよう、弾力的な措置を講ずるとともに、体制の整備を行う。</p> <p>(2) 地域における暮らしの再生</p> <p>⑤文化・スポーツの振興</p> <p>(i) 「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の復興等を支援する。また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。</p> |
|-----------------|--------------------------------|--|

|          |   |  |
|----------|---|--|
| 主管課（課長名） | 文化庁文化財部 伝統文化課 （高橋 宏治）   |  |
| 関係課（課長名） | 文化庁文化財部 美術学芸課 （圓入 由美）<br>文化庁文化財部 記念物課 （大西 啓介）<br>文化庁文化財部 参事官（建造物担当） （豊城 浩行） |  |

|          |          |  |
|----------|----------|--|
| 評価実施予定時期 | 平成 31 年度 |  |
|----------|----------|--|

## 平成 29 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 29-12-3)

|       |  |
|-------|--|
| 施策名   | 日本文化の発信及び国際文化交流の推進   |
| 施策の概要 | 芸術文化振興、文化財保護等の分野における国際文化交流の取組を推進することにより、我が国の文化芸術活動の水準を向上し、文化を通じて国際社会に貢献し、諸外国と相互理解の推進を図る。 |

|   |   |  |                 |                |                 |                 |                 |
|---|---|--|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 達成目標 1  | 我が国の芸術家や芸術団体による海外公演・ワークショップや、海外の芸術家・芸術団体と我が国の芸術家・芸術団体とが共同制作公演・意見交換等によるネットワーク構築などを行うことにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。   |  |                 |                |                 |                 |                 |
| 達成目標 1 の<br>設定根拠  | 平成 27 年閣議決定の「文化芸術の振興に関する基本方針（第 4 次基本方針）」により、「重点戦略 4：国内外の文化的多様性や相互理解の促進」として、「伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献する」とされていることから、上記を目標として設定している。 |  |                 |                |                 |                 |                 |
| 測定指標  | 基準値   | 実績値  |                 |                |                 |                 | 目標値             |
|   | 一年度   | 24 年度  | 25 年度           | 26 年度          | 27 年度           | 28 年度           | 29 年度           |
|   | —   | 905 回  | 878 回           | 484 回          | 558 回           | 603 回           | 208 回           |
| ①当該年度に指名された文化交流使の海外での活動回数   | 年度ごとの<br>目標値  | —  | —               | —              | —               | —               | /               |
|   | 目標値の<br>設定根拠  | 事業実施要項において、原則として月 8 回日本文化紹介活動を実施するものと定めていることから、これに予算に基づいた派遣件数及び期間を乗じたものを最小限の目標値とすることで、いかに活動が活発に行われているかを計る。         |                 |                |                 |                 |                 |
| 測定指標  | 基準値   | 実績値  |                 |                |                 |                 | 目標値             |
|   | 19 年度   | 24 年度  | 25 年度           | 26 年度          | 27 年度           | 28 年度           | 29 年度           |
|   | 16 人・団体<br>3 地域   | 12 人・団体<br>3 地域  | 14 人・団体<br>3 地域 | 8 人・団体<br>3 地域 | 10 人・団体<br>3 地域 | 12 人・団体<br>3 地域 | 10 人・団体<br>3 地域 |
| ②文化交流使の指名数・派遣地域数<br>(人・団体、地域)                                       | 年度ごとの<br>目標値  | —  | —               | —              | —               | —               | /               |
|   | 目標値の<br>設定根拠  | 派遣人数・団体は予算に基づいた数値とした。27 年度より、一部の類型(団体)を廃止したことにより、目標値を修正した。また、派遣地域数は、派遣先として欧州地域、北米地域、アジア・大洋州・中近東地域の 3 地域を目標としているため。 |                 |                |                 |                 |                 |
| 測定指標  | 基準値   | 実績値  |                 |                |                 |                 | 目標値             |
|   | 一年度   | 24 年度  | 25 年度           | 26 年度          | 27 年度           | 28 年度           | 29 年度           |
|   | —   | 113  | 137             | 106            | 99              | 80              | 100             |
| ③アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業の補助団体における滞在芸術家数(人)<br>※平成 27 年度まで | 年度ごとの<br>目標値  | —  | —               | —              | —               | —               | /               |

|   |  |   |      |      |      |                    |      |
|---|--|---|------|------|------|--------------------|------|
| の実績欄は、文化芸術の海外発信拠点形成事業（平成27年度までの事業）の実績値を記載   | 目標値の設定根拠   | 国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通じた創作活動等を行うことにより、国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流が継続的に行われることが事業目的であることから、どれだけの人数の芸術家が滞在しているのか（滞在芸術家数）を目標値とすることで、国際文化交流が継続的に行われているかを計る。 |      |      |      |                    |      |
| 測定指標  | 基準値  | 実績値   |      |      |      |                    | 目標値  |
|   | 19年度   | 24年度  | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度               | 29年度 |
| ④アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業支援団体数（件）<br>※平成27年度までの進捗状況欄は、文化芸術の海外発信拠点形成事業（平成27年度までの事業）の状況を記載 | 27   | 25  | 31   | 22   | 24   | 19                 | 20   |
|   | 年度ごとの目標値   | —   | —    | —    | —    | —                  |      |
|   | 目標値の設定根拠   | 支援件数については、予算に基づいた数値とした。   |      |      |      |                    |      |
| 施策・指標に関するグラフ・図等   |  |   |      |      |      |                    |      |
| —   |  |   |      |      |      |                    |      |
| 達成手段（事業）  |  |   |      |      |      |                    |      |
| 名称（開始年度）  | 平成29年度当初予算額（平成28年度予算額）【百万円】  | APとの関係  |      |      |      | 平成29年度行政事業レビュー事業番号 |      |
| 国際文化ネットワークの構築及び文化多様性の保護・促進への対応（平成12年度）  | 24<br>(26)   | —   |      |      |      | 0383               |      |
| 芸術家・文化人等による文化発信推進事業—文化庁「文化交流使」の派遣等—（平成15年度）   | 70<br>(70)   | —   |      |      |      | 0384               |      |
| 国際文化交流・協力推進事業（平成14年度）   | 240<br>(279)   | —   |      |      |      | 0385               |      |
| アーティスト文化芸術の海外発信拠点形成事業（平成23年度）   | 110<br>(110)   | —   |      |      |      | 0382               |      |
| 東アジア文化交流推進プロジェクト事業（平成24年度）  | 170<br>(170)   | —   |      |      |      | 0387               |      |
| 平成28年度評価からの変更点  | —  |   |      |      |      |                    |      |
| 行政事業レビューとの連携状況  | —  |   |      |      |      |                    |      |
| 達成目標2   | 海外の文化遺産保護の拠点となる機関と連携し、保存修復等を通じた人材養成を実施することにより、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力を推進する。  |   |      |      |      |                    |      |
| 達成目標2の設定根拠  | 平成18年に施行された「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」第6条第1項の規定に基づく「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力に関する基本的な方針」においては、文化遺産国際協力として、文化遺産保護に携わる人材の養成が挙げられており、我が国の文化遺産国際協力に係る関係機関等の有する知識、技術及び経験等を活用して海外の専門家を対象とした、国内外での研修の充実を進めること等が規定されていることから、上記を目標として設定している。 |   |      |      |      |                    |      |

| 測定指標  | 基準値                         | 実績値  |        |      |       |                    | 目標値  |
|---|-----------------------------|--|--------|------|-------|--------------------|------|
|   | 一年度                         | 24年度   | 25年度   | 26年度 | 27年度  | 28年度               | 29年度 |
| ①現地参加者に対するアンケート調査（自国での文化遺産保存修復の推進に役だったと回答した割合）        | —                           | 96%  | 99%    | 99%  | 98%   | 99%                | 95%  |
|   | 年度ごとの目標値                    | —  | —      | —    | —     | —                  |      |
|   | 目標値の設定根拠                    | 本事業の相手国人材養成への寄与を計る観点から、95%を目標値として設定。   |        |      |       |                    |      |
| 測定指標  | 基準値                         | 実績値  |        |      |       |                    | 目標値  |
|   | 27年度                        | 24年度   | 25年度   | 26年度 | 27年度  | 28年度               | 29年度 |
| ②ワークショップ等への相手国要人の出席割合（要人出席のワークショップ等の回数/ワークショップ等の開催回数） | 80%                         | —  | —      | —    | 54.5% | 57.1%              | 80%  |
|   | 年度ごとの目標値                    | —  | —      | —    | —     | —                  |      |
|   | 目標値の設定根拠                    | 本事業の我が国の国際的地位向上への寄与を測る観点から、要人出席割合を指標とするが、ワークショップ開催の趣旨や開催地によっては当該国政府要人の出席が困難となることもあるため、概ねのワークショップにおいて要人が出席することを目指し、80%の要人出席割合を目標値として設定。 |        |      |       |                    |      |
| 達成手段（事業）  |                             |  |        |      |       |                    |      |
| 名称（開始年度）  | 平成29年度当初予算額（平成28年度予算額）【百万円】 |  | APとの関係 |      |       | 平成29年度行政事業レビュー事業番号 |      |
| 文化財の国際協力の推進（昭和62年度）                                   | 375（559）                    |  | —      |      |       | 0386               |      |
| 平成28年度評価からの変更点  | —                           |  |        |      |       |                    |      |
| 行政事業レビューとの連携状況  | —                           |  |        |      |       |                    |      |

| 施策の予算額・執行額<br>（※政策評価調書に記載する予算額）               |      |      |      |      |         |
|---|------|------|------|------|---------|
|   |      | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度要求額 |
| 予算の状況<br>【千円】<br>上段：単独施策に係る予算<br>下段：複数施策に係る予算 | 当初予算 |      |      |      |         |
|   | 補正予算 |      |      |      |         |
|   | 繰越し等 |      |      |      |         |
|   | 合計   |      |      |      |         |
| 執行額【千円】                                       |      |      |      |      |         |

| 施策に関する内閣の重要政策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) |                      |   |
|-----------------------------------|----------------------|---|
| 名 称                               | 年月日                  | 関係部分  |
| 経済財政運営と改革の基本方針 2017               | 平成29年6月9日閣議決定        | <p>2. 成長戦略の加速等<br/>(5) 新たな有望成長市場の創出・拡大</p> <p>① 文化芸術立国<br/>「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進めるとともに、国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築を図る。<br/>また、我が国の誇るマンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進める。</p>   |
| 成長戦略                              | 平成29年6月9日            | <p>観光・スポーツ・文化<br/>(2) 新たに講ずべき具体的施策<br/>iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化</p> <p>②文化芸術資源を核とした地域活性化・ブランド力向上<br/>・「beyond2020プログラム」の認証組織を拡大すること等により、日本文化の魅力を国内外に発信する「文化プログラム」を全国展開し、地域活性化や共生社会の構築につなげる。また、海外の第一線で活躍する文化人の参画、在外公館やジャパン・ハウスの活用等により、日本文化の国内外への戦略的な発信を強化し、文化による日本ブランドの構築を図る。<br/>・国際文化交流の祭典をさらに推進する体制の整備等を促進するとともに、2020年までに、海外派遣される「文化交流使」による発信強化、外国人アーティスト及び著名外国人の招へい等の双方向型の文化交流を強力に推進する。</p>   |
| 知的財産推進計画2017                      | 平成29年5月16日知的財産戦略本部決定 | <p>III. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化</p> <p>1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化<br/>(2) 今後取り組むべき施策</p> <p>①継続的なコンテンツ海外展開に向けた取組<br/>(戦略的な日本文化の発信)<br/>・芸術家・文化人等を「文化交流使」に指名し、海外に一定期間滞在して我が国の文化に関する講演や実演等を行う活動や、海外の芸術家等が国内に滞在して制作活動や地域と交流する取組(アーティスト・イン・レジデンス)、諸外国で発信力の高い外国人を招へいし日本文化を自国民対象に発信してもらう等、国際文化交流事業を強化し、我が国の魅力ある文化芸術の海外への発信と、特に中国、韓国といった東アジア諸国を中心としつつ様々な国の文化関係者による国境を越えた交流・協働を戦略的に推進する。(短期・中期)</p> <p>⑤模倣品・海賊版対策<br/>(正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策)<br/>・海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したうえで、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等を実施し、侵害発生国・地域での模倣品・海賊版対策を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、総務省、財務省、外務省、農林水産省)<br/>・侵害発生国・地域政府との関係を強化し、海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。(短期・中期)(財務省、経済産業省、文部科学省、法務省)<br/>・海賊版対策を含め著作権制度の環境整備を進めるため、世界知的所有権機関(WIPO)及び二国間協力の枠組みを活用し、著作権集中管理制度整備のための研修やセミナーの実施、著作権セミナーなどの普及・啓発活動を推進する。<br/>(短期・中期)(文部科学省)<br/>・ASEAN域内における、我が国コンテンツの著作権侵害発生国等に対して、著作権集中管理団体の育成、海賊版対策の強化など、著作権の適切な利用と正規品流通のための環境整備支援を強化する。(短期・中期)(文部科学省)</p> |

|                                  |                              |  |
|----------------------------------|------------------------------|--|
|                                  |                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、外務省)</li> <li>2. 映画産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 今後取り組むべき施策</li> </ul> </li> <li>②海外展開の質的・量的拡大に向けた取組(海賊版対策の強化) <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したうえで、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等を実施し、侵害発生国・地域での海賊版対策を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、総務省、財務省、外務省)</li> </ul> </li> </ul>  |
| <p>観光立国推進基本計画</p>                | <p>平成29年3月28日閣議決定</p>        | <p>3. 国際観光の振興</p> <p>(一) 外国人観光旅客の来訪の促進</p> <p>① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信</p> <p>ク 日本文化に関する情報の総合発信(前略)</p> <p>また、外国における日本文化発信の際には、当該国・地域の人々の興味・関心を見据えながら、文化芸術の分野ごとの特性を踏まえて戦略的に進めることとし、外国における日本人による公演や海外フェスティバル等への参加の支援、日本文化を紹介する展覧会等を行うほか、芸術家、文化人等で各専門分野により海外で講演や実演等を行う者を指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化につながる活動を展開することで、日本文化の発信拡大を図る。</p> <p>特に日中韓3カ国においては、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市における現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する文化芸術関連事業の実施を通して、東アジア内の相互理解・連帯感の形成を促し、新たな文化芸術の創造を図るとともに、都市間のネットワークを強化することで観光促進に貢献する。</p> <p>また、オリンピックの機会に合わせた「日中韓共同文化プログラム」として、2018年平昌(冬季)、2020年東京(夏季)、2022年北京(冬季)という、日中韓3カ国で続けてオリンピック・パラリンピックが開催される、それぞれの機会に、それぞれの開催国において、日中韓が共同で文化イベントを実施し、連携を推進することを通じて、東アジア文化を世界に発信し、各国の訪問客の増加に貢献する。</p> <p>さらに、国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンスの取組を推進することにより、外国の芸術家の訪日を促進する。</p> |
| <p>自民党 知財立国に向けての知的財産戦略に関する提言</p> | <p>平成29年5月9日 自民党政務調査会 決定</p> | <p>第六に、コンテンツの更なる創造及び利活用の基盤強化である。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを絶好の機会として、コンテンツ産業の海外展開を強力に推し進めるとともに、模倣品・海賊版対策の推進や多国間の国際ルール作りを通じて我が国の産業が不当な競争にさらされないよう側面支援していかなければならない。我が国の豊かな文化資源が持続的に創造され、国内外での効果的利用がされるための基盤として、デジタルアーカイブの整備とともに、コンテンツ分野の人材育成を推進する必要がある。</p> <p>6. コンテンツ産業の成長基盤の強化(模倣品・海賊版対策の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外における正規版コンテンツの流通拡大のための取り組みを促進し、政府間協議や官民一体となった相手国政府への働きかけ、海外の取締機関の人材育成支援、現地の著作権法制度での権利執行の強化支援等により、模倣品・海賊版対策を強化する。</li> <li>・海外における我が国の知的財産を積極的に守り、価値を最大化すべく、二国間・多国間協定交渉において、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げる。</li> </ul>   |

|                                   |  |   |
|-----------------------------------|--|---|
| <p>自民党 国家ブランド向上と文化GDP拡大のための提言</p> | <p>平成29年4月27日 自民党政務調査会、文化立国調査会 決定</p>              | <p>2. 具体的施策<br/> (1) 文化による国家ブランド戦略の構築 — 世界が憧れる国、NIPPONへ —<br/> 二、戦略的な発信による日本ブランド構築事業の推進<br/> 二〇二〇年に四千万人、二〇三〇年に六千万人の訪日外国人の実現に寄与するとともに、我が国の文化の国際的なプレゼンスの向上に資するよう、様々な日本ブランド構築事業を実施する。<br/> 関係府省庁が連携した国外メディア等への情報発信など、国内外メディアの戦略的活用を通じて外国人目線での発信を強化するとともに、マンガ・アニメ等のメディア芸術をはじめとする日本文化を代表・象徴するコンテンツの制作や高度プロデューサー人材の育成を支援する。また、赴任前のビジネスパーソンが日本文化について学べる機会を提供し、赴任先で日本文化を海外に発信する機運を醸成するなど、民間による文化の普及を拡大する（文化芸術銘柄の創設などを検討）。<br/> 外国人を含む幅広い分野に対応した柔軟な顕彰制度の運用・改善を通じて、「価値づけ」機能を戦略的に活用・実施する。<br/> さらに、総理外遊時の文化的なイベントの実施・文化人の同行や文化ミッションの展開、文化交流使の派遣・発信強化、日本の文化芸術を学ぶ外国人アーティストの招へい、海外の著名人による発信など、著名人（インフルエンサー）を活用した日本文化の発信を強化する。</p> |
| <p>公明党 成長戦略2017</p>               | <p>平成29年5月19日 決定</p>                               | <p>Ⅲ. ゴールドデンスポーツイヤーズを通じたスポーツ、文化の振興<br/> 文化・芸術振興、アスリート・ファースト<br/> ○文化の祭典としての東京大会成功とレガシー創出に向けた文化・芸術の振興<br/> ・オリンピック・ムーブメントを2020年以降の日本経済・社会の発展の基礎を築くまたとない機会として、全国津々浦々で、あらゆる世代の人々の参加を得つつ、オールジャパンで文化プログラムを実施する。また、子どもたちの文化体験活動の充実、国内外への戦略的な文化発信・国際文化交流の拡大、社会包摂型プログラムの展開や障がい者芸術の振興、文化芸術を支える人材の育成、先端技術と文化の融合による新たな取り組みの振興等を進める。<br/> ・文化財の適切な保存・活用・修復やそのために必要な技術・技能や用具・防災・防犯体制の充実、文化観光拠点の整備・強化等を通じて、観光、地方創生、地域振興を推進する。さらに、東京2020大会の最大のレガシーとして、スポーツ庁、文化庁の機能強化を図り、文化省（仮称）を創設する。</p>  |
| <p>文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案</p>       | <p>衆法 第18号 委員会発議※<br/> 平成29年5月30日（衆議院から参議院へ送付）</p> | <p>第三章 文化芸術に関する基本的施策<br/> （国際交流等の推進）<br/> 第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。<br/> 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。</p>   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>主管課（課長名）</p> | <p>文化庁長官官房国際課（北山 浩士）</p>  |
| <p>関係課（課長名）</p> | <p>文化庁文化部芸術文化課（江崎 典宏）<br/> 文化庁文化財部伝統文化課（高橋 宏治）<br/> 文化庁文化財部美術学芸課（圓入 由美）<br/> 文化庁文化財部参事官（建造物担当）（豊城 浩行）</p> |

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| <p>評価実施予定時期</p> | <p>平成31年度</p> |
|-----------------|---------------|

## 平成 29 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 29-12-4)

|       |   |
|-------|---|
| 施策名   | 文化芸術振興のための基盤の充実   |
| 施策の概要 | 各地域における文化芸術振興に資する取組を促進するとともに、著作権の適切な保護と公正な利用、国語の改善・普及、日本語教育の充実、宗教法人の適正な管理運営を図る。 |

|   |   |   |       |       |       |                      |       |
|---|---|---|-------|-------|-------|----------------------|-------|
| 達成目標 1  | 地域の特色に応じた優れた文化芸術創造都市の取組への支援を通じ、都市やその関係者による地域の文化芸術の振興を図る。  |   |       |       |       |                      |       |
| 達成目標 1 の設定根拠  | 文化芸術創造都市の推進は、文化芸術の持つ創造性を地域活性化、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決につなげる上で有効であることから、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）」において、「文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体その他関係者による全国的・広域的ネットワークの充実・強化を図る。」とともに、「文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む活動を支援する。」ことが、重点的に取り組むべき施策の一つとされている。 |   |       |       |       |                      |       |
| 測定指標  | 基準値   | 実績値   |       |       |       |                      | 目標値   |
|   | 24 年度   | 24 年度   | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度                | 32 年度 |
|   | 24  | 24  | 33    | 47    | 70    | 90                   | 170   |
| ①創造都市ネットワーク日本（CCNJ）の加盟自治体数  | 年度ごとの目標値  | 40  | 55    | 70    | 85    | 100                  | /     |
|   | 目標値の設定根拠  | 『文化芸術立国中期プラン』（平成 26 年 3 月 28 日策定）における＜目指す成果の指標＞ |       |       |       |                      |       |
|   | 指標の根拠   | 全自治体の 1 割に当たる約 170 自治体を当面の目標値としている。             |       |       |       |                      |       |
| 施策・指標に関するグラフ・図等   |   |   |       |       |       |                      |       |
| <p>※創造都市ネットワーク日本（CCNJ）は、加盟自治体・団体間の情報収集・共有・提供により全国的ネットワークの充実・強化を図るプラットフォーム</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">創造都市ネットワーク日本(CCNJ)</p> <p style="text-align: center;">全国的ネットワークの充実・強化</p> </div> |   |   |       |       |       |                      |       |
| 達成手段<br>(事業)  |   |   |       |       |       |                      |       |
| 名称<br>(開始年度)  | 平成 29 年度当初予算額<br>(平成 28 年度予算額)<br>【百万円】   | AP との関係   |       |       |       | 平成 29 年度行政事業レビュー事業番号 |       |
| 文化芸術創造都市の推進<br>(平成 21 年度)   | 15<br>(15)  | —   |       |       |       | 0390                 |       |



|   |                 |   |              |
|---|-----------------|---|--------------|
| 文化政策企画立案<br>(昭和 42 年度)                        | 194.2<br>(80.7) | — | 0389         |
| 文化関係資料のアーカイブ構築<br>に関する調査研究<br>(平成 23 年度)      | 97.1<br>(97.7)  | — | 0391         |
| 近現代建築資料等の収集・保存<br>(平成 24 年度)                  | 104.2<br>(98.4) | — | 0397         |
| 【再掲】「文化芸術による地域活<br>性化・国際発信推進事業」<br>(平成 27 年度) |                 |   |              |
| 達成手段<br>(法令改正・税制措置)                           |                 |   |              |
| 名 称<br>(開始年度)                                 | 概 要             |   | 担当課<br>(関係課) |
| —   | —               |   | —            |
| 達成手段<br>(諸会議・研修・ガイドライン等)                      |                 |   |              |
| 名 称<br>(開始年度)                                 | 概 要             |   | 担当課<br>(関係課) |
| —   | —               |   | —            |
| 平成 28 年度評価<br>からの変更点                          | —               |   |              |
| 行政事業レビューとの<br>連携状況                            | —               |   |              |

|                    |   |  |         |         |         |         |                        |
|--------------------|---|--|---------|---------|---------|---------|------------------------|
| 達成目標 2             | 著作権等に関する理解が深まり、著作権の適切な保護と利用が促進される。  |  |         |         |         |         |                        |
| 達成目標 2 の<br>設定根拠   | 著作権制度は文化芸術振興の基盤を成すものであり、情報通信技術の発達により、著作権に関する知識や意識が全ての人々に必要不可欠なものとなっていることから、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）」において、対象者別セミナーの開催等により著作権に関する知識の普及と意識の向上を図ることを基本的施策の一つとしている。 |  |         |         |         |         |                        |
| 測定指標               | 基準値   | 実績値  |         |         |         |         | 目標値                    |
|                    | —   | 24 年度  | 25 年度   | 26 年度   | 27 年度   | 28 年度   | 毎年度                    |
| ①著作権講習会受講者の<br>理解度 | —   | 97%  | 98%     | 97.8%   | 97.4%   | 98.1%   | 90%以上                  |
|                    | 年度ごとの<br>目標値  | 90   | 90      | 90      | 90      | 90      |                        |
|                    | 目標値の<br>設定根拠  | 過去の実績等を踏まえ、毎年度 9 割以上の理解度を目標とする。                                  |         |         |         |         |                        |
|                    | 指標の根拠   | 著作権講習会受講者の理解度<br>分母：受講者アンケート有効回答数<br>分子：受講者アンケートで「理解が深まった」と回答した数 |         |         |         |         |                        |
| 測定指標               | 基準値   | 実績値  |         |         |         |         | 目標値                    |
|                    | —   | 24 年度  | 25 年度   | 26 年度   | 27 年度   | 28 年度   | 毎年度                    |
| ②著作権講習会の受講<br>者数   | —   | 2,697 人  | 3,064 人 | 2,672 人 | 2,415 人 | 2,749 人 | 過去 3 か年<br>の平均人数<br>以上 |

|                          |   |   |        |        |                    |              |  |
|--------------------------|---|---|--------|--------|--------------------|--------------|--|
|                          | 年度ごとの目標値  | 2,538人  | 2,406人 | 2,613人 | 2,818人             | 2,717人       |  |
|                          | 目標値の設定根拠  | 受講者数は社会動向や開催地域による変動等が考えられるので、単純な増加ではなく、過去3年間の実績値の平均数を基準とし、それを上回ることを目標としている。 |        |        |                    |              |  |
| 達成手段<br>(事業)             |   |   |        |        |                    |              |  |
| 名称<br>(開始年度)             | 平成29年度当初予算額<br>(平成28年度予算額)<br>【百万円】                           | APとの関係  |        |        | 平成29年度行政事業レビュー事業番号 |              |  |
| 著作権施策の推進<br>(昭和54年度)     | 273<br>(213)  | -   |        |        | 0393               |              |  |
| 達成手段<br>(諸会議・研修・ガイドライン等) |   |   |        |        |                    |              |  |
| 名称<br>(開始年度)             | 概要  |   |        |        |                    | 担当課<br>(関係課) |  |
| 著作権教育連絡協議会<br>(平成14年度)   | 著作権教育事業について、文化庁、著作権者や著作隣接権者等の団体間において、情報交換や連携・協力の促進を行う場を設けている。 |   |        |        |                    | 著作権課         |  |
| 平成28年度評価からの変更点           | -   |   |        |        |                    |              |  |
| 行政事業レビューとの連携状況           | -   |   |        |        |                    |              |  |

|                      |   |  |      |      |      |      |      |
|----------------------|---|--|------|------|------|------|------|
| 達成目標3                | アジア諸国等における海賊版対策を通じて、我が国の著作物を適切に保護するための条件整備が図られる。  |  |      |      |      |      |      |
| 達成目標3の設定根拠           | 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、海外における海賊版対策の強化が必要であることから、「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)(平成27年5月22日閣議決定)」「知的財産政策に関する基本方針(平成25年6月7日閣議決定)」及び「知的財産政策ビジョン(平成25年6月7日知的財産戦略本部決定)」において、海外における海賊版対策の強化を図ることとされている。 |  |      |      |      |      |      |
| 測定指標                 | 基準値   | 実績値  |      |      |      |      | 目標値  |
|                      | 一年度   | 24年度   | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 毎年度  |
| ①トレーニングセミナー受講者の有益度指数 | -   | 98%  | 95%  | 96%  | 99%  | 93%  | 90%  |
|                      | 年度ごとの目標値  | 90%  | 90%  | 90%  | 90%  | 90%  |      |
|                      | 目標値の設定根拠  | 過去の実績等を踏まえ、毎年度9割以上の理解度を目標とする。  |      |      |      |      |      |
|                      | 指標の根拠   | 分母：セミナー受講者アンケートの有効回答数<br>分子：アンケートにおける肯定的回答数  |      |      |      |      |      |
| 測定指標                 | 基準値   | 実績値  |      |      |      |      | 目標値  |
|                      | 一年度   | 24年度   | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 毎年度  |
| ②トレーニングセミナー受講者数      | -   | 326人   | 443人 | 445人 | 453人 | 454人 | 360人 |
|                      | 年度ごとの目標値  | 360人   | 360人 | 360人 | 360人 | 360人 |      |
|                      | 目標値の設定根拠  | 侵害発生国における海賊版対策の強化を図るためには、取締機関職員等を対象としたセミナーを毎年複数都市で開催する必要があるため。<br><目標値内訳><br>大都市：240名(60名×4都市) 中都市：120名(40名×3都市) |      |      |      |      |      |
| 達成手段<br>(事業)         |   |  |      |      |      |      |      |

| 名称<br>(開始年度)             | 平成 29 年度当初予算額<br>(平成 28 年度予算額)<br>【百万円】             | AP との関係 | 平成 29 年度行政事業<br>レビュー事業番号 |
|--------------------------|---|---------|--------------------------|
| 著作権行政の充実<br>(昭和 26 年度)   | 34<br>(38)  | —       | 0392                     |
| 著作権施策の推進<br>(昭和 54 年度)   | 273<br>(213)  | —       | 0393                     |
| 達成手段<br>(諸会議・研修・ガイドライン等) |   |         |                          |
| 名称<br>(開始年度)             | 概要  |         | 担当課<br>(関係課)             |
| 二国間協議の開催<br>(平成 14 年度)   | 中国や韓国等との二国間協議を実施。平成 28 年度は、中国、韓国、インドネシア、ベトナムとの間で実施。 |         | 国際課                      |
| 平成 28 年度評価<br>からの変更点     | —   |         |                          |
| 行政事業レビューとの<br>連携状況       | —   |         |                          |

| 達成目標 4  | 国民の国語に関する意識と国語の現状を鑑みながら、国語の改善及びその普及を図る。また、国内に居住する外国人が日常生活に必要とされる日本語能力を身に付けるための環境が充実し、円滑な社会生活を送ることができるようになる。   |   |       |       |       |       |                   |
|---|---|---|-------|-------|-------|-------|-------------------|
| 達成目標 4 の<br>設定根拠  | 文化芸術振興のためには、その担い手である国民や国内に居住する外国人のコミュニケーションが活発になる必要がある。国語の改善やその普及、外国人に対する日本語教育は、それらの活発化に貢献するものと考えられる。<br>「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）」の「文化芸術振興に関する基本的施策」には「5. 国語の正しい理解」と「6. 日本語教育の普及及び充実」が挙げられている。 |   |       |       |       |       |                   |
| 測定指標  | 基準値   | 実績値   |       |       |       |       | 目標値               |
|   | —   | 24 年度   | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 毎年度               |
| ①「国語に関する世論調査」の全国紙 5 紙における掲載社数   | —   | 5   | 5     | 5     | 5     | 5     | 5                 |
|   | 年度ごとの<br>目標値  | —   | —     | 5     | 5     | 5     |                   |
|   | 目標値の<br>設定根拠  | 毎年度、全国紙 5 紙全てに掲載されることを目標として設定。  |       |       |       |       |                   |
|   | 指標の根拠   | —   |       |       |       |       |                   |
| 測定指標  | 基準値   | 実績値   |       |       |       |       | 目標値               |
|   | —   | 24 年度   | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 毎年度               |
| ②日本語教育実施機関・施設等数   | —   | 881   | 837   | 918   | 919   | —     | 過去 3 年間の<br>平均値以上 |
| ※日本語教育を実施している以下の団体・法人の合計数<br>・地方公共団体<br>・国際交流協会<br>・NPO 法人<br>・社団法人・財団法人、任意団体 | 年度ごとの<br>目標値  | —   | —     | 804   | 878   | 891   |                   |
|   | 目標値の<br>設定根拠  | 日本語教育実施機関・施設等数の増加は、外国人の日本語学習機会を増加させることにつながるが、社会動向による変動等が考えられるので、単純な増加ではなく、過去 3 年間の平均値（小数点以下切捨）以上を目標とした。 |       |       |       |       |                   |
|   | 指標の根拠   | —   |       |       |       |       |                   |
| 参考指標  | 実績値   |   |       |       |       |       |                   |

|               |         |         |         |         |         |         |  |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
|               |         | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 28年度    |  |
| ③在留外国人数       | 年度ごとの数値 | 2,034千人 | 2,066千人 | 2,122千人 | 2,232千人 | 2,383千人 |  |
|               | 指標の根拠   | —       |         |         |         |         |  |
| 参考指標          |         | 実績値     |         |         |         |         |  |
|               |         | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 28年度    |  |
| ④日本語を学ぶ在留外国人数 | 年度ごとの数値 | 140千人   | 157千人   | 174千人   | 192千人   | —       |  |
|               | 指標の根拠   | —       |         |         |         |         |  |

施策・指標に関するグラフ・図等

- ①の出典：文化庁調べ（平成28年度）  
 ②④の出典：日本語教育実態調査（文化庁、平成27年度）  
 ③の出典：在留外国人統計（法務省、平成28年度）

達成手段  
（事業）

| 名称<br>（開始年度）                | 平成29年度当初予算額<br>（平成28年度予算額）<br>【百万円】 | APとの関係 | 平成29年度行政事業<br>レビュー事業番号 |
|-----------------------------|-------------------------------------|--------|------------------------|
| 国語施策の充実<br>（昭和43年度）         | 50<br>（51）                          | —      | 0394                   |
| 外国人に対する日本語教育<br>の推進（昭和42年度） | 211<br>（210）                        | —      | 0395                   |

達成手段  
（諸会議・研修・ガイドライン等）

| 名称<br>（開始年度）           | 概要  | 担当課<br>（関係課） |
|------------------------|---|--------------|
| 国語問題研究協議会<br>（昭和25年度）  | 文化庁の実施する国語施策を周知するとともに、国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の方法等について研究協議し、国語施策の充実に資するものとして全国2か所で開催している。（事業「国語施策の充実」の一部）    | 国語課          |
| 日本語教育研究協議会<br>（昭和51年度） | 日本語教育に関するシンポジウム及び報告会等を開催するもので、日本語教育に対する理解の増進を図り、もって、日本語教育の充実と推進に資する。（事業「外国人に対する日本語教育の推進」の一部）          | 国語課          |
| 国語に関する世論調査<br>（平成7年度）  | 文化庁が平成7年度から毎年実施しているもので、日本人の国語に関する意識や理解の現状について調査し、国語施策の立案に資するとともに、国民の国語に関する興味・関心を喚起する。（事業「国語施策の充実」の一部） | 国語課          |
| 平成28年度評価<br>からの変更点     | —   |              |
| 行政事業レビューとの<br>連携状況     | —   |              |

|       |   |
|-------|---|
| 達成目標5 | 宗教学者の日常の管理運営業務における具体的な事務処理方法等の理解を深め、適正な管理運営についての意識の向上を促進する。 |
|-------|---|

|                       |   |  |       |       |       |       |                  |
|-----------------------|---|--|-------|-------|-------|-------|------------------|
| 達成目標 5 の<br>設定根拠      | 宗教法人が適切な運営を行うためには、宗教法人の関係者等を対象に、全国で研修会等を開催し、適正な管理運営を促すことが一助となるものと考えられる。 |  |       |       |       |       |                  |
| 測定指標                  | 基準値   | 実績値  |       |       |       |       | 目標値              |
|                       | 21 年度   | 24 年度  | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 毎年度              |
| ①宗教法人実務研修会<br>受講者の満足度 | 91%   | 86%  | 94%   | 91%   | 92%   | 93%   | 過去 5 年間の<br>平均以上 |
|                       | 年度ごとの<br>目標値  | —  | —     | 90%   | 90%   | 90%   |                  |
|                       | 目標値の<br>設定根拠  | 過去 5 年間の実務研修会における満足度の平均値（90%）を設定した。                  |       |       |       |       |                  |
|                       | 指標の根拠   | 分母：参加者アンケートの有効回答数<br>分子：「とても有意義であった」「有意義であった」と回答する割合 |       |       |       |       |                  |

施策・指標に関するグラフ・図等

—

達成手段  
(事業)

| 名称<br>(開始年度)          | 平成 29 年度当初予算額<br>(平成 28 年度予算額)<br>【百万円】 | AP との関係 | 平成 29 年度行政事業<br>レビュー事業番号 |
|-----------------------|---|---------|--------------------------|
| 宗務行政の推進<br>(昭和 26 年度) | 36<br>(35.7)                            | —       | 0396                     |

達成手段  
(法令改正・税制措置)

| 名称<br>(開始年度)  | 概要  | 担当課<br>(関係課) |
|---|---|--------------|
| 東日本大震災により滅失・<br>損壊をした公益的な施設等<br>の復旧のための指定寄附金<br>(平成 23 年度)      | 東日本大震災で被災した建物等の復旧のために、宗教法人を含む公共・公益法人等が募集する寄附金で、所定の要件を満たすものとして平成 31 年 3 月 31 日（平成 29 年 4 月から 2 年間延長）までに主務官庁の確認を受けたものについては、寄附者が所得税又は法人税の税制上の優遇措置を受けることができる。 | —            |
| 平成 28 年熊本地震により<br>滅失・損壊をした公益的な<br>施設等の復旧のための指定<br>寄附金（平成 28 年度） | 平成 28 年熊本地震で被災した建物等の復旧のために、宗教法人を含む公共・公益法人等が募集する寄附金で、所定の要件を満たすものとして平成 30 年 1 2 月 31 日までに主務官庁の確認を受けたものについては、寄附者が所得税又は法人税の税制上の優遇措置を受けることができる。                | —            |

達成手段  
(諸会議・研修・ガイドライン等)

| 名称<br>(開始年度)            | 概要   | 担当課<br>(関係課) |
|-------------------------|--|--------------|
| 宗教法人実務研修会<br>(昭和 44 年度) | 宗教法人の関係者等に対し、法人運営上の実務についての研修を行い、法人意識の徹底・事務能力の向上を図り、もって宗教法人の管理運営の適正化に資するため、全国 5 ブロック 9 か所で開催している。 | 宗務課          |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 平成 28 年度評価<br>からの変更点 | — |
| 行政事業レビューとの<br>連携状況   | — |

施策の予算額・執行額  
(※政策評価調書に記載する予算額)

|  |       |       |       |          |
|--|-------|-------|-------|----------|
|  | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度要求額 |
|--|-------|-------|-------|----------|

|   |      |  |  |  |  |
|---|------|--|--|--|--|
| 予算の状況<br>【千円】<br>上段：単独施策に係る<br>予算<br>下段：複数施策に係る<br>予算 | 当初予算 |  |  |  |  |
|   | 補正予算 |  |  |  |  |
|   | 繰越し等 |  |  |  |  |
|   | 合計   |  |  |  |  |
| 執行額<br>【千円】   |      |  |  |  |  |

| 施策に関する内閣の重要政策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) |       |      |
|-----------------------------------|-------|------|
| 名 称                               | 年 月 日 | 関係部分 |
| —                                 | —     | —    |

|          |   |
|----------|---|
| 主管課（課長名） | 文化庁長官官房政策課（杉浦 久弘）   |
| 関係課（課長名） | 文化庁長官官房著作権課（水田 功）<br>文化庁文化部国語課（西田 憲史）<br>文化庁文化部宗務課（田村 真一） |

|          |        |
|----------|--------|
| 評価実施予定時期 | 平成31年度 |
|----------|--------|